

水道ハンドブック



手賀沼のうなぎちゃん
© 我孫子市 2012

我孫子市水道局

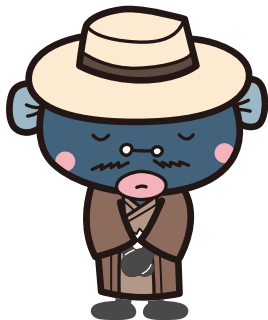


我孫子市水道局
ホームページ
QRコード

はじめに

我孫子市の水道事業は、昭和41年3月に事業認可を得て、市内の3分の2にあたる我孫子地区及び湖北地区を給水対象区域として、昭和43年10月に給水を開始しました。その後、幾度かの拡張事業を行い、現在は「地下水」及び「北千葉広域水道企業団からの浄水（受水）」を水源として、市内全域と取手市の一部に給水を行っています。

水は、^{いっとき}一時たりとも欠かすことのできない大切なものです。この水を無駄なく、より便利にお使いいただくために、「水道ハンドブック」をつくりました。



水道事業のしくみ

水道事業の経営に必要な費用は、お客様からいただく水道料金でまかなわれています。

●水道事業の経営は独立採算制です

水道事業は、民間の会社と同じように「独立採算制」で運営されています。水道水をつくったり、送ったりする費用は、税金ではなく、お客様からいただく水道料金によって支えられています。

●ばく大な費用が必要になります

お客様に安全な水道水をお届けするには、浄水場や配水管など多くの施設が必要です。

これらの施設の建設には、一度に多くのお金が必要となりますので、国などから借り入れをし、お客様からいただく水道料金で返済をしています。

これからも、水道経営の改善と一層の企業努力を重ね、健全財政を維持するとともにサービス向上に努めてまいります。

目次

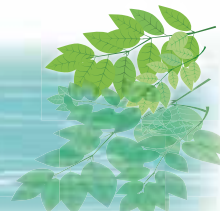
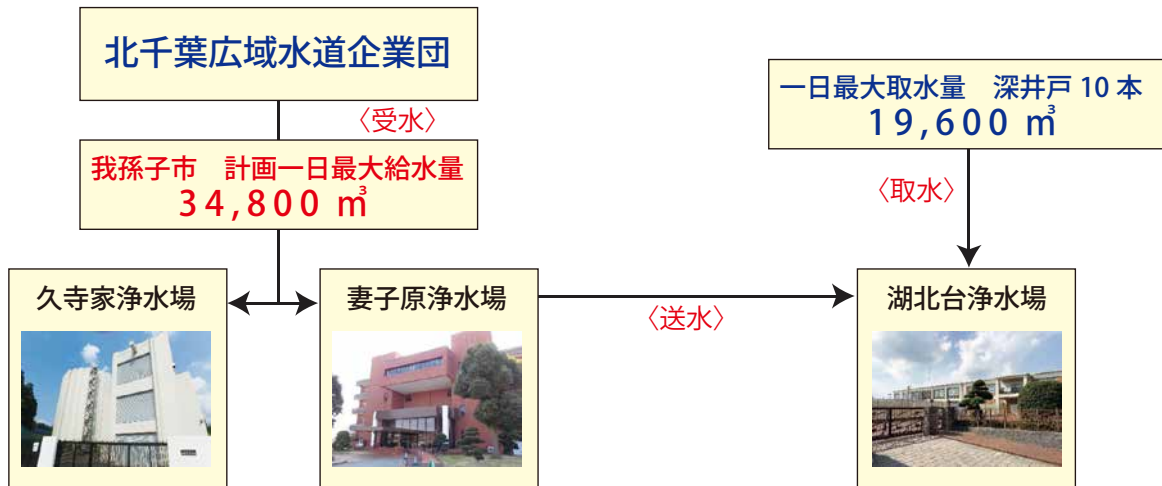


○はじめに	1	○防災（被災）への備え	8
○水道事業のしくみ	1	○水道局が行う工事にご理解を	9
○目次	2	○水道のご使用開始と中止	11
○我孫子市の水源	3	○水道料金等のお支払い	11
○安全で良質な飲み水ができるまで	4	○水道メータと検針	14
○水質管理	5	○水道の故障と応急手当のしかた	15
○よくある水質のお問い合わせ	5	○水道工事・修繕のお申し込み	17
○家庭の水道のしくみ	6	○我孫子市指定給水装置工事事業者一覧	
○給水方法	7		(我孫子市内)・18
○貯水槽水道の管理	7		

我孫子市の水源



我孫子市では、昭和 40 年代から人口が急増したことや、昭和 49 年に県の地下水採水規制の指定区域となったことから、水源を地下水だけでまかなえなくなり、昭和 54 年に北千葉広域水道企業団から受水を開始しました。



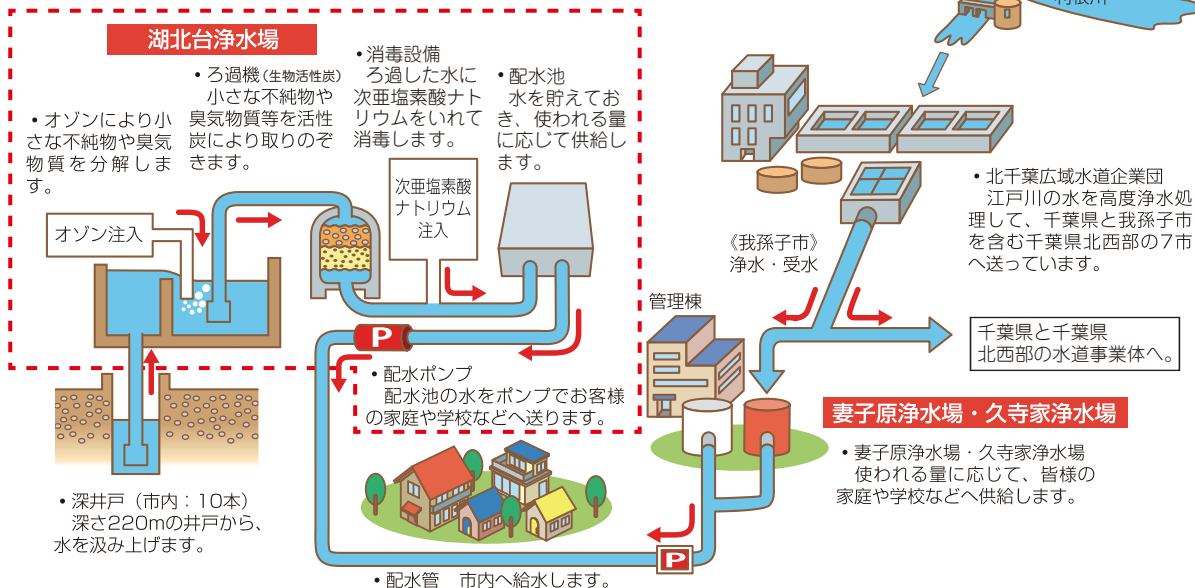
安全で良質な飲み水ができるまで



●我孫子市の水道水は全て高度浄水処理された水です。

川の水、地下水などは、そのままでは水道水として利用することはできません。我孫子市の水源である地下水と、北千葉広域水道企業団から受水した浄水は、全て高度浄水処理（従来の浄水処理に加え、オゾン処理と生物活性炭処理を組み合わせた処理）を行っています。

安心して飲める安全で良質な水を、お客様の家庭や学校などへお届けしています。



水質管理



我孫子市の水道水は、水質基準に適合している『安全な水道水』です。

お客様に安心して水道水を飲んでいただくために『水質基準項目』、『水質管理目標設定項目』、『自主検査項目・放射性物質』

について定期的に検査を行い、厚生労働省が定めた飲み水の安全基準に適合した安全な水を供給しています。

水質検査の結果につきましては、年2回我孫子市水道局ホームページに掲載しています。



水質検査結果
QRコード

法律で義務づけられている検査

【水質基準項目】

一般細菌・大腸菌・臭素酸・
総トリハロメタン・ホルムアルデヒドなど

▶ 51項目

留意すべき項目の検査

【水質管理目標設定項目】

農薬類 (48項目)・
トルエン・臭気強度・
PFOS及びPFOA など

▶ 66項目



我孫子市独自の検査

【自主検査項目・放射性物質】

ダイオキシン類・
放射性セシウム・
放射性ヨウ素 など

▶ 6項目

よくある水質のお問い合わせ

●白い水が出るのですが？

水道管の中に入った空気が無数の小さなアワになったためです。

しばらくそのまましておきますとアワが消えて澄んだきれいな水になりますが、そのまま使っていたとしてもさしつかえありません。

●においのする水が出るのですが？

水道の水は、塩素のにおいがします。これは、安全な飲み水にするため、塩素という薬で消毒しているからです。水を沸とうさせるとにおいはなくなります。

●にごり水が出るのですが？

水道工事や断水などで、水道管の中を流れる水の速さや方向が変わったときなどに、にごり水が出る場合があります。このような時は、しばらく水を流すと、きれいな水になります。

* その他水質に関するお問い合わせは、「水質お問い合わせ専用窓口（24時間対応）：04-7199-3800」にご連絡ください。

家庭の水道のしくみ

●給水装置

浄水場できれいになった水道水は、道路に埋設している「配水管」を通して家庭に送られています。

この配水管から分かれて、家庭まで引き込まれた水道管が「給水管」です。この給水管とこれにとりつけられている止水栓、じゃ口などの器具をまとめて「給水装置」と呼びます。

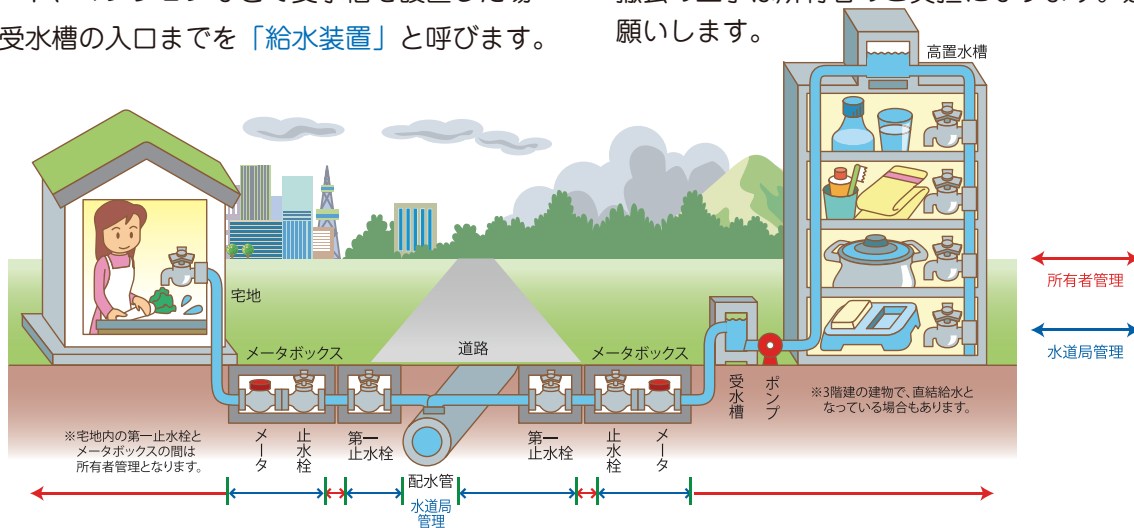
※団地やアパート、マンションなどで受水槽を設置した場合は、この受水槽の入口までを「給水装置」と呼びます。

●給水装置の管理

道路に埋められた配水管は水道局が管理しています。この配水管から分かれた「給水装置」は所有されている方の財産です（配水管より分岐された第1止水栓までの給水管・メータボックス内の給水管及び水道メータ本体を除く）。

このため、維持管理は**所有者**（所有者から維持管理を任されている場合は**使用者**）が行わなければなりません。

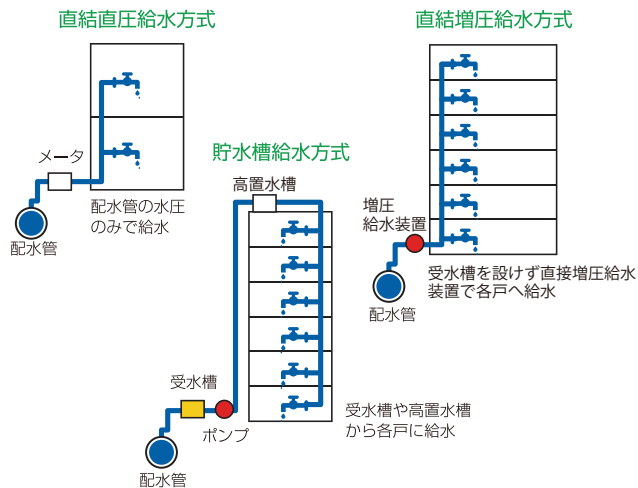
したがって、この部分の新設、増設、改造、修繕または撤去の工事は所有者のご負担になります。適正な管理をお願いします。



給水方法

水道水の給水方法には、配水管からの水圧により、お客様のじゃ口へ直接給水する直結直圧給水方式、給水管に増圧給水装置を取り付けて給水する直結増圧給水方式、貯水タンクに一度ためて、ポンプにより給水する貯水タンク給水方式があります。

「給水方式（参考図）」



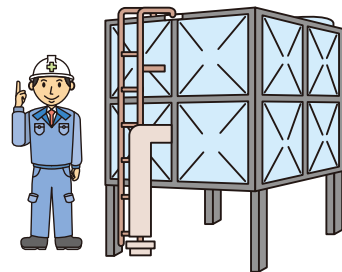
貯水タンク水道の管理

貯水タンクの管理（清掃や点検、検査など）は、設置者（所有者または管理者）の責任で行わなければなりません。

貯水タンクの管理が不十分だったり、異常があった場合には、水が濁ったり、異臭味がすることがあります。飲料水のための大切な設備ですので常に十分な管理に努めてください。

- 貯水タンクを清掃する際は、**我孫子市水道局お客様センター給水担当：04-7184-0162**にご連絡ください。臨時用給水開始（中止）申請書の提出が必要となる場合があります。
- 貯水タンク容量が10立方メートルを超える場合または給水人口が50人以上の場合（専用水道・簡易専用水道・小規模簡易専用水道）は、「**我孫子市生活衛生課：04-7185-1130**」にお問い合わせください。
- 貯水タンク給水方式のアパートやマンションは、**停電や故障などで、貯水タンクのポンプが止まると建物全部が断水してしまいます。**その場合は、**管理者（管理人）か建物の保守管理会社**にご連絡ください。

貯水タンクの管理をしましょう



防災(被災)への備え

水道局では、地震などによる突然の災害の際も、お客様に安全な水道水を安定的に供給するために、施設の耐震化を進めています。

しかし、災害時は、どうしても通常の供給が困難となる場合があります。災害はいつ起こるかわからないだけに、日頃からの備えにご協力ください。

●お近くの応急給水拠点を確認しましょう

我孫子市地域防災計画で給水拠点として指定されている市内小学校(13校)と指定避難所として指定されている市内中学校(6校)には受水槽が設置されています。

非常時には、この受水槽に応急給水栓を設置できるようになっており、迅速に応急給水することが可能になっています。

応急給水拠点はホームページで確認できます。



応急給水拠点QRコード

●水のくみ置きをしましょう

災害等の発生に備えて水道水のくみ置きをお願いしています。1人1日3リットル3日分を目安に、清潔でフタのできる容器に口元いっぱいまで水道水を入れて「冷暗所」に保存しておきましょう。直射日光を避ければ、3日程度は飲料用として使用できます。



※浄水器をとおした水道水は、塩素による消毒効果がなくなっている場合があります。塩素が減少した水道水は飲料用には向きませんのでご注意ください。

水道局が行う工事にご理解を



我孫子市の水道は、お客様に支えられながら、長い年月をかけて築き上げられた大切なライフラインです。

水道局では、この大切な財産をこれからもお客様のご理解とご協力をいただきながら、着実な維持管理・改善に努めてまいります。

●安全で安心な水を安定してお届けしています

お客様のじゃ口にいつでも安全で新鮮な水道水をお届けするために大きな役割を果たしている水道管。

水道管の多くは、道路下に埋設されており、交通量や地盤の状況から様々な影響を受けています。このため、日ごころからの定期的なメンテナンスが必要です。

●維持管理・改善を実施しています

我孫子市の水道管は、総延長約 540 k m に及び、昭和 40 年代以降の水需要拡大期に整備したものが、順次更新時期を迎えています。

これらの水道管は、経年による管自体の劣化や埋設されている道路の通行車両による振動など様々な要因により、常に漏水の危険にさらされているだけでなく、水量低下、水質劣化、濁り水発生の原因にもなっています。

特に漏水は、貴重な水資源を無駄にするばかりか、道路陥没など重大な事故を引き起こす原因にもなることから、水道局では水道管の維持管理・改善を実施しています。

●災害時でも水が確保できるようにしています

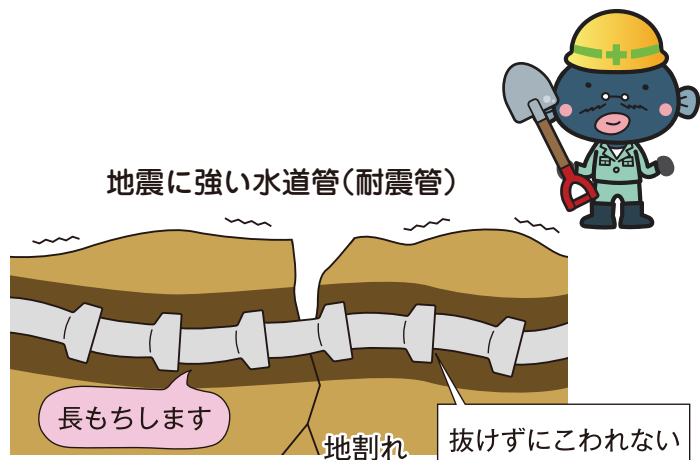
災害時に最初に確保したいものの一つに「水」が挙げられますが、地震などにより水道管が被災した場合、断水や濁り水が発生し、長時間にわたり水道が使用できなくなることが想定されます。

水道局では、被害を最小限にとどめるため、我孫子市内でも発生した東日本大震災時の水道管被害をはじめとする過去の震災を教訓に今まで以上に災害に強いライフラインを築くため、日々老朽化した水道施設の更新、維持管理に取り組んでいます。

●地震に強い水道管に取り替えています

水道局では古くなった水道管をダクタイル鋳鉄製、ポリエチレン製の地震に強い水道管（耐震管）に取り替える工事をすすめていきます。

耐震管は耐震・耐食に優れた材質で、地震による動きに対して、引っ張られたときに水道管が抜けない、動いても水道水が漏れない構造となっています。



●その他のライフライン工事と調整して実施しています

道路には、水道のほか、下水道、電気、ガスなどのライフラインを始め、様々な施設が埋設されています。お客様へのご迷惑を最小限にすることを始め、不経済となる掘り返しを防ぐとともに交通への影響を抑えるため、関係する企業と調整して工事を行っています。

●工事にご理解・ご協力をお願いします

工事は、道路を掘り起こして行うことから、片側交互通行等の交通規制や騒音・振動が発生することは避けられません。工事期間中は、様々な防止対策を行い、工事時間・期間の短縮を図ることに努めています。

水道管の取り替え工事では、一時的に断水して工事を行う場合がありますが、できる限りご不便・ご迷惑をお掛けしないよう、予告・お知らせ看板を配置したり、お住まいの方々にチラシを配布するなど、事前にお知らせをして実施しています。ご理解・ご協力をお願いします。

水道のご使用開始と中止

水道のご使用開始・中止のお申し込みは、5日前までに水道局にご連絡ください。

お申し込みは、「我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116」まで電話、または我孫子市水道局ホームページからお申し込みください。

※ホームページからのお申し込みは、翌営業日に処理を行います。予めご了承ください。

※水道の使用中止には、閉栓事務手数料（500円／件）がかかります。水道料金等とあわせてご請求します。

●給水契約の内容をご確認ください

給水契約の内容については、我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市水道事業給水条例施行規程をご確認ください。

※我孫子市水道事業給水条例及び我孫子市水道事業給水条例施行規程は我孫子市水道局ホームページをご覧ください。



水道のご使用開始・中止のお申込み（給水契約内容）QRコード

水道料金等のお支払い

基本料金と超過料金の合計額が水道料金等の額となります。

基本料金は、ご使用水量にかかわらずいただく料金、超過料金はご使用水量に応じていただく料金です。

下水道をご使用のお客様は、下水道使用料をあわせて納めていただきます。

お支払いは口座振替及び納付書払いとなります。

※クレジットカードによる水道料金等のお支払いはできません。

●お問い合わせ

水道料金についてのお問い合わせは、お客様番号をご確認のうえ、「我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116」にご連絡ください。



●上水道料金・下水道使用料（消費税込み）

令和6年4月1日現在

基本料金（1ヶ月）		超過料金（1㎡につき）		
上水道	下水道	超過水量	上水道	下水道
口径が13mm 979円 口径が20mm以上 1,166円 （基本水量5㎡まで）	1,089円 （基本水量10㎡まで）	0㎡から5㎡まで	基本料金のみ	基本料金のみ
		6㎡から10㎡まで	24.2円	
		11㎡から20㎡まで	159.5円	136.4円
		21㎡から30㎡まで	207.9円	144.1円
		31㎡から40㎡まで	260.7円	166.1円
		41㎡から50㎡まで	317.9円	211.2円
		51㎡から100㎡まで	380.6円	287.1円
101㎡以上	445.5円	393.8円		

（消費税率10%）

●料金計算方法

※口径13mmで1ヶ月15㎡ご使用の場合の上水道料金計算式

$$\text{基本料金 (979円)} + \text{超過料金 (24.2円} \times \text{5㎡)} + (\text{159.5円} \times \text{5㎡}) = \text{1,897円 (1円未満切り捨て)}$$

※口径20mm以上で1ヶ月15㎡ご使用の場合の上水道料金計算式

$$\text{基本料金 (1,166円)} + \text{超過料金 (24.2円} \times \text{5㎡)} + (\text{159.5円} \times \text{5㎡}) = \text{2,084円 (1円未満切り捨て)}$$

下水道をご使用のお客様は、下水道使用料をあわせた金額となります。

詳しくは、「我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116」までお問い合わせください。



●水道料金等のお支払い方法

(1) □座振替

水道料金等のお支払いは、毎月、自動的に引き落とされる口座振替が基本です。金融機関等の窓口に出向いて納める手間が省けます。

○口座振替の手続きに必要なもの

取扱金融機関で口座振替のお申込みをしてください。

①預金（貯金）通帳と通帳届出印

②納入通知書、検針票等お客様番号の分かるもの

※口座振替のお手続きは、我孫子市水道局お客様センターでも受付しています（ゆうちょ銀行を除く）。詳しくはお問い合わせください。

(2) 納付書払い

水道局からお送りする納入通知書を使用し、①取扱金融機関の窓口②コンビニエンスストア③我孫子市水道局お客様センターの窓口④スマートフォン決済のいずれかにて、納期限までにお支払いいただく方法です。

○取扱金融機関（次の各本支店） 令和6年4月1日現在

千葉銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行(注)	千葉興業銀行
筑波銀行(注)	京葉銀行	三井住友銀行(注)	常陽銀行(注)
東京ベイ信用金庫	千葉信用金庫	水戸信用金庫	中央労働金庫
ちば東葛農業協同組合	ゆうちょ銀行（郵便局）		

※関東各都県及び山梨県所在のゆうちょ銀行・郵便局の窓口においても納期限内にお支払いができます。

※注：三菱UFJ銀行・三井住友銀行・常陽銀行・筑波銀行での窓口納付はできません。口座振替はご利用できます。

○コンビニエンスストア 令和6年4月1日現在

MMK 設置店	くらしハウス	スリーエイト	生活彩家
セイコーマート	セブン-イレブン	タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア		ハセガワストア	ハマナスクラブ
ファミリーマート	ポプラ	ミニストップ	ヤマザキデイリーストア
ヤマザキスペシャルパートナーショップ		ローソン	ローソンストア100

○スマートフォン決済 令和6年4月1日現在

LINE Pay（決済可能額 5万円未満）
PayPay（決済可能額 30万円以下）
PayB（決済可能額 30万円以下）

水道メータと検針



●水の使用量

使用量は正確にメータに記録されます。検針は地域ごとに検針日(6日～12日)を定め1ヶ月に1度検針員がおうかがいし、使用水量をお知らせします。

※検針日は、天候状況により前後する場合がありますのでご了承ください。

なお、使用水量について不明な点がございましたら、「我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116」へお問い合わせください。

●水道メータの読みかた

上部の白い数字を左から右に読んでいきます。

このメータは765立方メートル(m³)と読みます。

※水道料金計算は、立方メートル(m³)単位で行います。



●検針にご協力ください

- ①メータボックスの上には車やバイクの駐車、または、物を置かないようにしてください。
- ②メータボックスの中に水や泥が入らないように、いつもきれいにしておきましょう。
- ③家の増改築などで、メータボックスが屋内や床下になる場合は、検針しやすい場所へ移動する改造工事を行ってください。改造工事費用は、お客様のご負担になります。※改造工事については、水道工事・修繕のお申込みのページ(17ページ)をお読みください。
- ④ペットは出入り口や水道メータから離れた場所につないでおいてください。

●水道メータの取り替え(検定満期)

計量法第72条および計量法施行令第18条に基づき、検定を受けて8年を経過するまでに水道メータは取り替えなくてはならないことが義務付けられています。水道局では、定期的に取り替えを行っています。

水道の故障と応急手当のしかた



●漏水の調べかた

水道の使用量が急に増えたようなときは、漏水について調べてください。調べかたは、水道メータで簡単に調べることができます。

水道の全てのじゃ口を閉めた状態で、水道メータの**パイロットマーク**が回転していれば、宅内（水道メータからじゃ口まで）のどこかで漏水している疑いがあります。

※**パイロットマーク**は14ページ写真を参照してください。

●宅内のどこかで漏水の疑いがあるとき

水道メータからじゃ口までのどこかで漏水していることが明らかであれば、修繕を依頼してください。修繕費用は、お客様のご負担になります。

※修繕の依頼については、**水道工事・修繕のお申込み**のページ（17ページ）をお読みください。

※水道メータボックス内で漏水している場合は、「**我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116**」までご連絡ください。

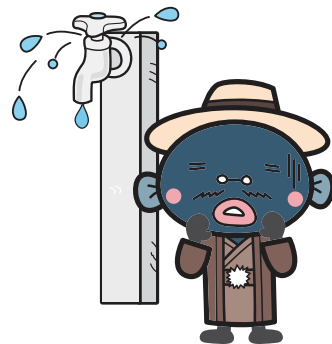
●マンションなどの共同住宅、賃貸物件にお住まいで漏水の疑いがある場合

マンションなどの共同住宅、賃貸物件のアパートや住居にお住まいの場合は、建物の所有者・管理者・管理会社に連絡してください。

●漏水修繕費用

漏水の状況によって異なります。あらかじめ修繕の依頼先に見積もりをしてもらい、工事内容の確認をすることをお勧めいたします。

また、見積もりも有償になることがありますので、事前に修繕の依頼先にご確認ください。



●応急手当のしかた

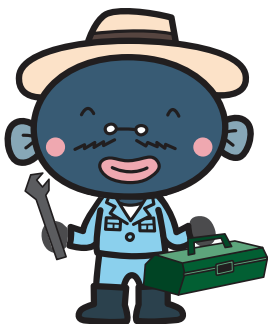
修理におうかがいするまでの間、次のような応急手当をしておきましょう。

○水道メータボックス内にある止水栓で水を止めてください。止水栓がハンドルの場合は、右にまわして水を止めてください。

止水栓がレバーの場合は、レバーを動く方向に動かして水を止めてください。

※古い止水栓には固い（動きにくい）ものもあります。そのような時は、無理に動かさないでください。

※水道メータボックスの中に止水栓がない場合や、ハンドルやレバーが動かない時は、「**我孫子市水道局お客様センター：04-7184-0116**」までご連絡ください。



<水道メータボックス>



※水道メータボックスやフタに破損が生じた場合の修繕費用はお客様のご負担となります。

※修繕は我孫子市指定給水装置工事事業者にご相談ください。
工事事業者は[我孫子市指定給水装置工事事業者一覧](#)のページ（18ページ）をお読みください。

●水洗トイレなどでの水漏れ

水洗トイレ、ガス給湯器、太陽熱温水器、電気温水器などから水が漏れているときは、器具メーカー・販売店へ修理を依頼してください。

●水道局が行う漏水修繕の範囲

道路の配水管から宅地内の第一止水栓までとメータボックス内は水道局が漏水修繕を行います。

ただし、「メータボックス」及び「止水栓きょう」については、お客様の負担となります。

※給水装置の管理区分については、[家庭の水道のしくみ](#)（6ページ）をお読みください。

※「止水栓きょう」は止水栓を保護するための丸型（円筒形）のボックスです。

<止水栓きょう>



※「止水栓きょう」の大きさは直径13.5cm程度です（一般家庭の場合）。

水道工事・修繕のお申し込み

●お申し込み方法

水道工事（新設工事、増設工事、改造工事）・修繕は、我孫子市水道局の指定した「我孫子市指定給水装置工事事業者」に依頼してください。

お客様の依頼を受けた「我孫子市指定給水装置工事事業者」は、水道工事にあたっての手続きをお客様に代わって行います（水道局へ申請が必要となります。）

※工事事業者は[我孫子市指定給水装置工事事業者一覧](#)のページ（18ページ）をお読みください。

●水道工事・修繕の費用

お客様のご負担になります。水道工事費用・修繕費用は使用される材料、水道管の口径などによってちがいます。詳しくは「我孫子市指定給水装置工事事業者」へおたずねください。



我孫子市指定給水装置工事事業者一覧

(我孫子市内) 令和6年2月1日現在

●水道工事・修繕に関することは下記の工事事業者へお申し込みください。

(市外の我孫子市指定給水装置工事事業者については、ホームページをご覧ください。)



我孫子市指定
給水装置工事
事業者
QRコード

指定事業者名	事業所所在地	電話番号
(株)CRAFT	根戸1741番地の7	04-7113-0031
(有)我孫子設備	本町3丁目5番2号	04-7182-8111
渋谷産業(株)	本町3丁目5番25号	04-7184-7771
(有)渋谷総合設備	我孫子1丁目14番6号	04-7184-3330
(有)渡辺住設	並木9丁目7番3号	04-7182-8433
(株)我孫子水道メンテナンス	天王台6丁目5番15号	04-7182-5995
マルゼン工業	柴崎台2丁目13番22号	04-7182-9566
(有)光設備工業	湖北台5丁目4番21号	04-7188-0285
カオル設備	中峠台20番地の5	04-7188-3947
(有)秀和設備	中峠台27番地の23	04-7149-4040
(株)NJU	中峠1563番地の67	04-7188-1310
辰己エンジニアリング	中峠3048番地の25	04-7188-3949
(株)菊池設備工業	中峠3050番地の4	04-7188-2325
染谷建築設備	古戸577番地の1	04-7188-2069
三津和工業(株)	新木1966番地の21	04-7199-2781
テクニカルワーク(株)	新木3055番地の1	04-7157-3169

※(有)は有限会社、(株)は株式会社の略称です。

指定事業者名	事業所所在地	電話番号
丹羽工業(株)	布佐845番地の1	04-7188-7271
(有)櫻井工務店	布佐2038番地	04-7189-2397
(有)成島設備	布佐2263番地の5	04-7189-1211
(株)ライフィット	布佐3398番地	04-7189-2921

●指定給水装置工事事業者制度

水道法(第16条の2第1項)により、水道水の安全性を確保するため、工事に使用する給水装置の基準の熟知や工事を適正に行える技術力をもつ業者として認められた者を『指定』するものです。

給水装置の設置や修繕工事を行うときは、必ず指定給水装置工事事業者に依頼してください。

●無届け工事にご注意ください

「我孫子市指定給水装置工事事業者」でない者が施工した場合は、無資格または無届け工事となり、給水の停止や過料を科せられる場合がありますのでご注意ください。

●我孫子市水道局お客様センター (水道局2階)

※水道のご使用開始・中止のお申し込み、
水道料金、漏水などに関すること

TEL : 04-7184-0116

FAX : 04-7184-8541

●水質お問い合わせ専用窓口 (24時間対応)

※水のにごり(赤水等)や臭いに関すること

TEL : 04-7199-3800

●我孫子市水道局お客様センター給水担当 (水道局3階)

※給水装置工事の受付などに関すること

TEL : 04-7184-0162

●我孫子市水道局 代表電話番号

TEL : 04-7184-0111

<音声ガイド>に従い操作をお願いします。

○平日の営業時間

午前8時30分から午後5時00分まで

○土曜日の営業時間 (祝日、年末年始を除く)

我孫子市水道局お客様センターのみ

午前8時30分から正午まで

※営業時間外(土曜日午後、日曜日、祝日、年末、年始)
の「水道のご使用開始・中止のお申し込み」、
「漏水等の緊急連絡」は守衛室にて受付します。

※漏水、故障などの修理の依頼は、水道の故障と応急
手当のしかた(15ページ)をお読みください。

〒270-1166

千葉県我孫子市我孫子 1684 番地

